平成２２年（フ）第６３３号
兵庫県尼崎市久々知１丁目12番12―208号
債務者　藤原　一男
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６８６号
兵庫県尼崎市武庫豊町３丁目４番１―719号
債務者　小谷　千春
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７１９号
兵庫県尼崎市杭瀬寺島１丁目14番18号
債務者　大砂由紀子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７２９号
兵庫県尼崎市長洲東通２丁目９番18―208号、前住所兵庫県尼崎市浜１丁目３番２―502号
債務者　福井　　豊
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７３５号
兵庫県尼崎市武庫町２丁目５番６―102号、前住所兵庫県尼崎市西立花町１丁目10番３―402号
債務者　岩本　祐一
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７５１号
兵庫県西宮市田代町10番６―309号、前住所三重県名張市梅が丘北２番町246番地
債務者　嶋田　俊保
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７５２号
兵庫県西宮市愛宕山19番10号　愛宕山ハイツ202号
債務者　佐藤　信幸
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７５５号
兵庫県尼崎市西川２丁目13番２号若草ハイツ202号
債務者　早川　　恵（旧姓三輪）
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４１２号
奈良県桜井市大字上之庄652番地の１
債務者　福田　廣見
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４６２号
奈良市南京終町４丁目232番地の３
債務者　巽　千賀子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１７８号
鳥取県鳥取市東今在家270番地11　県住103号、旧住所鳥取県鳥取市興南町61―２　興南シティ２―６号
債務者　林　加奈子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８２号
鳥取県鳥取市浜坂２丁目２番３号　マンションＲ102号、旧住所鳥取県鳥取市卯垣２丁目255番地　コーポビッグイン206号
債務者　竹田美佐子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８４号
鳥取県鳥取市面影１丁目37番11―205号　コーポ八幡48面影205号、旧住所鳥取県米子市福市1827番地
債務者　耒海　勇気
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８６号
鳥取県鳥取市徳尾89番地　市住Ｒ７―22号、旧住所鳥取県鳥取市桂見552番地11
債務者　寺垣　幸代
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９０号
鳥取県鳥取市上味野316番地、旧住所鳥取県鳥取市源太18番地２　県住Ｂ―４号
債務者　清水　瑞奈
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９１号
鳥取県八頭郡八頭町見槻中188番地２
債務者　石谷フミコ
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１３号
広島県尾道市山波町678番地163
債務者　仁井谷恵子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第３２４号
徳島市昭和町８丁目82番地の２
債務者　桑原　政裕
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
徳島地方裁判所民事部